

# 市・県民税

## 申告は 指定日に

申告相談は  
3月17日まで

市・県民税申告相談を日程表(4・5ページ)のとおり実施します。市内どの会場でも申告をすることができますが、混雑を避けるため、地区ごとに日程を割り当てています。なるべく指定された日に、該当する地区の申告会場へお越しください。  
この申告は、市・県民税を適正に課税するための基礎資料となるほか、国民健康保険税の計算や所得証明書などの基礎資料にもなります。事前に必要な書類を準備し、正しく申告しましょう。

### 申告が必要な人

- ◆平成20年1月1日現在、一関市に住所があり、19年中に収入のあった人
- ◆給与所得以外の収入がある人
- ◆国民健康保険に加入している人
- ◆その他、申告する特別な事情がある人

### 申告書の送付

申告が必要と思われる人には、1月下旬に申告書を郵送します。申告が必要な人で、申告書が郵送されない場合は、下記の問い合わせ先まで連絡いただくか、該当する申告会場へ直接お越しください。  
申告書が届いても申告の必要がないと判断した人は、申告書にその旨を記入し、下記の問い合わせ先へ持参または郵送してください。

### 申告書の提出

申告書と必要な書類を持参し申告会場へお越しください。また、郵送でも受け付けますので、3月17日(月)必着で各種資料を添付し郵送してください。なお、申告書の内容について確認を求める場合がありますので、必ず電話番号を記入してください。

### 申告の受け付け

会場によっては、午前と午後で該当になる地区がそれぞれ指定されている場合があります(二部では午前のみ、あるいは午後のみの受け付けになる場合もあります)。日程表をよく確認してください。  
なお、出張会場で申告相談を受け付けている期間中は、市役所本庁や各支所での申告相談はできませんのでご了承ください。

### 申告に必要なもの

- 1 申告書
- 2 印鑑
- 3 所得内容が分かる資料
  - ◆給与、年金所得者は、給与、年金などの源泉徴収票または明細書
  - ◆事業所得者(営業・農業・不動産所得)は、収入・経費の内容が分かるもの。金額が分かる書類は、必ず申告前に計算をして帳簿の形で取りまとめておいてください。
  - ◆農業所得者は、農協で発行する「平成19年分農業所得税申告に係る各種証明書・内訳書」
  - ◆磐井農業共済組合から共済金の支払いを受けた人は「共済金払込通知書」
  - ◆中山間地域支払金および産地づくり交付金その他各種交付金を受けた人は、その金額が分かるもの
- 4 所得控除の内訳が分かる資料
  - ◆医療費の領収書 ※申告前に(支払い金額) - (保険金などで補てんされる額)を計算しておいてください。
  - ◆社会保険料・国民健康保険税・介護保険料の領収書
  - ◆国民年金保険料などの証明書(領収書ではありませんのでご注意ください)
  - ◆生命保険料・地震保険料(損害保険料)の掛け金の証明書(領収書ではありませんのでご注意ください)
  - ◆寄付金の証明書
- 5 障害者控除を受ける人は、障害者手帳、戦傷病者手帳など
- 6 配偶者控除などの扶養控除を受ける人は、被扶養者の19年中の収入が分かるもの
- 7 その他申告に必要と思われるもの
  - ◆所得税の還付が見込まれる人は、振込先金融機関と支店名、口座番号が分かるもの(本人名義のもの)・・・メモでかまいません

### 指定日以外の扱い

出張会場にお越しになれなかった人を含め、指定日に都合のつかない人のため、日程表のとおり予備日を設けています。この日以外でも申告相談日程

### 税務署で申告する人

期間中は受け付けています。  
◆税務署から申告の案内があった人  
◆税務署から確定申告書が送付され、毎年税務署で申告して

いる人(税務署で確定申告する人は、あらかじめ市・県民税の申告は必要ありません)

### ◎問い合わせ先

本庁税務課市民税係  
各支所市民課税務係

## 平成19年分所得税などの障害者控除

### 内 容

平成19年12月31日現在で納税者本人またはその控除対象配偶者や扶養親族に障害者や寝たきり高齢者などがある場合には、所得税と市・県民税の障害者控除が受けられます。

### 対 象

- 1 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人
  - 2 6カ月以上寝たきり状態で、食事や排せつなどに支障がある状態の人(介護保険認定者)
  - 3 身体障害者手帳などの交付は受けていないが、精神または身体に障害のある65歳以上の人で、その障害の程度が療育手帳や身体障害者手帳の交付される要件に準じる人(介護保険認定者)
- ※2・3は、本庁社会福祉課高齢福祉係または各支所福祉課に申請し、認定書の交付を受けることが必要です。

### 控 除 額

- ◆特別障害者(身体障害者手帳1・2級、療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳1級の人、寝たきり高齢者など)・・・所得税40万円、市・県民税30万円
  - ◆障害者(身体障害者手帳3～6級、療育手帳B、精神障害者保健福祉手帳2・3級の人、寝たきり高齢者などに準じる人)・・・所得税27万円、市・県民税26万円
- ※障害者が控除対象配偶者や扶養親族の場合は、本庁税務課市民税係に問い合わせください。

### 申告方法

2～3月の確定申告、市・県民税申告の際に手帳または認定書を持参し、各会場で申告してください。

### ◎問い合わせ先

本庁社会福祉課  
1は障害福祉係 ☎21-8355  
2・3は高齢福祉係 ☎21-8370  
各支所福祉課

## 平成19年分おむつ代の医療費控除

### 内 容

確定申告または市・県民税申告の際に、寝たきりの高齢者などが使用するおむつ代の医療費控除を受けるためには、原則として医師の発行するおむつ使用証明書が必要ですが、次の対象者については医師の証明書に代え、市が発行する確認書で控除が受けられます。

### 認定書の交付対象者

介護保険の要介護認定を受けていて、おむつ代の医療費控除を受けるのが2年目以降の人  
※初めて医療費控除を受けようとする人は、医師の証明書が必要です。  
※介護保険施設に入所中の人は、控除の対象となりません。

### ◎問い合わせ先・申請窓口

本庁社会福祉課高齢福祉係 ☎21-8370  
各支所福祉課

## 地震保険料控除の創設

### 内 容

平成20年度(所得税では19年分)の所得の申告から所得控除の一つである損害保険料控除が廃止され、新たに地震保険料控除が創設されました。

損害保険契約のうち、地震等損害に対する保険料または掛け金のみが対象になります。

### 経過措置

18年末までに締結された長期損害保険料については、従前の損害保険料控除が適用されます(短期の損害保険料については全廃されました)。

### 地震保険料控除の金額

- 1 地震保険料契約に関する保険
    - 所得税…支払った保険料(限度額50,000円)
    - 住民税…支払った保険料の1/2(限度額25,000円)
  - 2 長期損害保険(18年末までに締結した契約)
    - 所得税…従来の計算どおり(限度額15,000円)
    - 住民税…従来の計算どおり(限度額10,000円)
  - 3 ①と②の両方の契約がある場合
    - 所得税…①と②の合計額(限度額50,000円)
    - 住民税…①と②の合計額(限度額25,000円)
- ※一つの保険契約のうち、地震保険料と長期損害保険料のいずれの契約区分にも該当する場合は、選択により一方の契約区分にのみ該当するものとして、いずれかを適用して計算します。

### ◎問い合わせ先

本庁税務課市民税係  
各支所市民課税務係

## 農業所得の収支内訳書作成相談会

平成20年度(所得税では19年分)の所得の申告から「農業所得簡易計算」が廃止になり、農業所得についてはすべて「収支計算」による申告が必要となります。各自の「収支内訳書」の作成に当たり、疑問・不明な点などについて、次のとおり個別相談を受け付けます。

期 日	会 場	対 象
1/21(月)～2/7(木)	各支所市民課窓口	一関地域以外
2/4(月)・5(火)	市役所本庁税務課窓口	一関地域(一関・真滝・舞川・弥栄地区)
2/6(水)・7(木)		一関地域(山目・中里・巖美・萩荘地区)

- ◆受付時間…【午前】9:00～11:30  
【午後】13:00～16:00
- ◆必要なもの…農業の収入や必要経費の金額が分かる書類(できる限り各自で分類・集計を行い、持参ください)
- ◆その他…農業所得の「収支内訳書」作成に当たっての疑問・不明な点についての相談会です。平成20年度の申告については、あらかじめ該当する申告相談会場で行ってください。

### ◎問い合わせ先

本庁税務課市民税係  
各支所市民課税務係